

# 那 霸 港 港 湾 計 画 書

— 改 訂 —

令和5年3月

那 霸 港 港 湾 管 理 者  
那 霸 港 管 理 組 合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成15年2月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成15年3月 交通政策審議会第6回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成17年12月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成22年 1月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成22年 3月 交通政策審議会第37回港湾分科会
- ・平成22年 9月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成24年 7月 交通政策審議会第49回港湾分科会
- ・平成25年 9月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成28年 3月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成28年10月 那覇港地方港湾審議会
- ・平成28年11月 交通政策審議会第65回港湾分科会

の議を経た那覇港の港湾計画を改訂するものである。

# 目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	6
III	港湾施設の規模及び配置	7
1	公共埠頭計画	7
2	フェリー及び旅客船埠頭計画	13
3	旅客船埠頭計画	15
4	危険物取扱施設計画	16
5	専用埠頭計画	17
6	水域施設計画	17
7	外郭施設計画	18
8	小型船だまり計画	19
9	マリーナ計画	20
10	臨港交通施設計画	21
IV	港湾の環境の整備及び保全	24
1	廃棄物処理計画	24
2	港湾環境整備施設計画	25
3	自然的環境の保全	26
V	土地造成及び土地利用計画	27
1	土地造成計画	27
2	土地利用計画	28
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	29
1	効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）	29
VII	その他重要事項	30
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	30
2	大規模地震対策施設計画	32
3	港湾施設の利用	36

4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	37
5	利用形態の見直しの検討が必要な区域	38

# I 港湾計画の方針

## 1-1 那覇港の沿革及び役割

那覇港は、沖縄本島南西部、那覇市と浦添市にまたがって位置しており、外国、本土と沖縄、宮古・八重山や周辺離島と連絡し、島しょ県である沖縄県の社会経済活動を支える県内で最も重要な港湾である。

那覇港の歴史は古く、琉球王国時代の15～16世紀にかけて中国や朝鮮、東南アジアの国々と日本との中継貿易の拠点「万国津梁」として発展してきた。

本港はもともと那覇商港、泊港及び那覇新港がそれぞれ独立した港湾であったが、昭和47年の本土復帰を契機にこれら3港を一元化して那覇港とし、同年、重要港湾に指定された。昭和49年には港湾計画が制定され、その後の市民生活や産業・観光振興に大きく寄与した。平成14年より、那覇港の港湾管理者が従来从那覇市から、沖縄県・那覇市・浦添市の三自治体で構成する那覇港管理組合へ移行された。

平成14年に策定された沖縄振興計画では、本港において国際トランシップ港湾として戦略的な中継コンテナ貨物の取扱の促進を図り、また、その実現により国際物流関連産業等の新たな産業拠点を形成すること等が位置付けられ、沖縄振興計画を踏まえ平成15年に港湾計画が改訂された。以降、コンテナターミナルやクルーズターミナル、臨港道路の整備等により、那覇港は沖縄県と国内外との間の貨物輸送の大部分を取り扱う物流拠点、離島航路やクルーズ船等の人流拠点として、大きな役割を果たしている。

## 1-2 那覇港を取り巻く状況

我が国、沖縄県、那覇港を取り巻く社会経済情勢は、平成15年の港湾計画改訂当時から大きく変化している。近接するアジア地域の急速な経済発展の取り込みや、激甚化・頻発化する災害や海運関係事業者の労働人口の減少・高齢化への対策、カーボンニュートラル化やDX(デジタルトランスフォーメーション)による生産性向上に係る取組、新型コロナウイルス感染症等の影響により生じたような社会経済の変化への柔軟な対応等が求められている。

国においては、平成30年7月に国土交通省において国の港湾の中長期政策「PORT2030」が策定され、企業のサプライチェーンマネジメントの高度化に柔軟に対応するための多様な速度帯からなる重層的な航路網の形成や、地域の文化・歴史等を活かしたブランド価値を生む空間形成等の方針が示された。

沖縄県においては、SDGs(持続可能な開発目標)への意識が高まる中、令和元年11月に沖縄県において「沖縄県 SDGs 推進方針」が策定され、那覇港においても同方針の内容を踏まえ、経済効果の創出を図るために必要な物流及び交流・賑わいに係る開発空間を確保しつつ、港内の自然環境や琉球の歴史・文化に最大限配慮し活かすことが求められている。

また、令和4年5月には、新たな沖縄振興計画である「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」が策定され、沖縄県の強み・特性として、アジアにおける地理的優位性と独自の歴史・風土の魅力を挙げ、それらを活かして人・モノ・資金・情報が集積する「アジアの結節点」等の機能を担うことで、沖縄県の自立的発展を図るとともに、我が国の発展に貢献する将来展望が示されている。

那覇港においても、これらの上位計画等と整合を図りつつ、沖縄県・那覇港の強み・特性を活かした施策展開を行うことが必要となる。

## 1-3 那覇港の現状及び那覇港への要請

那覇港の現状としては、既定計画で想定した欧米向け国際トランシップ貨物の取扱いは実現しておらず、外貨貨物量は目標値の13%である一方、入域観光客数の急増等に伴い、内貨貨物量は目標値の164%となり、国内RORO航路は平成22年の週16便から令和4年の週29便に増加するとともに船舶大

型化が進み、主に内貿ターミナルが逼迫している状況である。また、沖縄県の産業構造等に起因して、輸出・移出に比べて輸入・移入が多い片荷輸送となり、海上輸送コストが高くなるという課題がある。このような中、アジアネットワークと国内ネットワークを繋ぐ「アジアの中継拠点港」としての展開への物流戦略の見直しの要請が高まっている。

一方、那覇港の多くの港湾施設は本土復帰の昭和 47 年前後に整備され、老朽化が進むとともに、近年の貨物量増加や船舶大型化に対応出来ておらず、岸壁延長と荷捌き用地の不足により、船舶の係留や荷役作業の安全性低下、点在する荷捌き用地への非効率な横持ち輸送等の課題が慢性化している。離島航路の発着拠点においては荷捌き用地の不足により旅客移動と荷役作業の輻輳等が課題となっている。

また、既定計画ではクルーズ船の寄港を 250 回と想定していたところ、令和元年は260回と超過しており、将来のクルーズ需要に対応するクルーズ戦略の見直しが必要となっている。

加えて、那覇港には交流・賑わい拠点が水際線に並んで位置しているが、拠点間や拠点に至るアクセス性が乏しく、パブリックアクセスの向上や那覇港の歴史(万国津梁のロマン)を感じられる港湾景観を活かしたみなとまちづくりに対する要請が高まっている。

更に、円滑な港湾開発・運営に必要な作業船やタグボート、県民生活の安全・安心を支える海上保安庁巡視船等の官公庁船、プレジャーボート・遊漁船等の係留環境の不足への対応が求められている。

#### 1-4 計画の方針

以上のような社会経済情勢の変化や要請等を踏まえ、沖縄の自立型経済の構築に向けて、那覇港においては、国内外航路網充実や物流効率化等による県内企業の国際競争力強化、観光の高付加価値化と域内需要の活性化に資する多様なクルーズ誘致と交流・賑わいを生む面的開発、交流・賑わい機能と物流・商流との連携によって県産品の輸出促進や流通加工等を行う臨空・臨港型産業の集積等によって貢献を図る。また、平時・災

害時における安定的な港湾機能の発揮と、将来に渡る持続的な港湾機能の発揮を支えるための各種施策を展開する。これらを通して、将来に渡る沖縄県全域の持続可能な発展の推進力となる「みなとづくり」を進めていく。

将来的には、那覇港の強み・特性であるアジアにおける地理的優位性や、近接する那覇空港との連携、流通加工等を行う物流センター、沖縄のリゾート地としての魅力等を活かして、アジア・沖縄・日本全国を繋ぎ、沖縄県のみならず日本全国及びアジアの成長に貢献する拠点港としての発展を目指す。

このため、基本理念として「舟楫しゅうしゅうをもって万国の津梁となす、世界と沖縄・日本全国の人・物・文化を繋ぐ“みなと”」を掲げ、その実現に向けて、2030年代半ばを目標年次として、以下のとおり港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- (1) アジアのダイナミズムを取り込み自立型経済の構築を支える国際物流拠点となる“みなと”
  - ① 国内外航路及び空港の連携や流通加工機能等を活かした『アジアと日本を結ぶ中継拠点港』化による航路網の充実
  - ② 空港との連携や物流・交流・商流の相乗効果による臨空・臨港型産業の集積及び創貨
- (2) 世界と沖縄、琉球の歴史・文化を繋ぎ、観光の高付加価値化に導く“みなと”
  - ③ 多様なクルーズを迎え入れ、沖縄の魅力を発信する快適な玄関口の形成
  - ④ 万国津梁のロマンを感じる、国内外の人・物・文化等の交流を生むウォーターフロント空間の形成
- (3) 沖縄の経済・生活の強靱化を支える“みなと”
  - ⑤ 平時及び災害時等の安全かつ安定的な港湾利用環境の確保
- (4) 持続可能な発展を実現する“みなと”
  - ⑥ 経済活動と豊かな県民生活、自然環境が共生する良好な港湾環境の創出
  - ⑦ 人材と技術を育成する実証フィールドとしての港湾空間の活用

以上の方針のもと、多様な機能が調和し連携する質の高い港湾空間を形成するため、空間形成の主な考え方として、物流空間の沖合展開による拡充・再編・高度化、市街地側に近い内港エリアの高付加価値な賑わい空間創出、多様なクルーズの玄関口機能の強化、経済・生活・自然が共生する空間形成等の視点から、以下のようにゾーニングを設定し港湾空間を利用する。

- ①新港ふ頭地区、浦添ふ頭地区は、コンテナ船や RORO 船等に対応し、両ふ頭の一体的、かつ効率的な利用による物流機能を確保するための物流機能ゾーンとする。
- ②新港ふ頭地区南西側は、国内外航路の一体的利用を図る国際流通港湾機能ゾーンとする。
- ③新港ふ頭地区北西側、浦添ふ頭地区北部中央側及び東側、泊ふ頭西側は、クルーズ船や大型クルーザー等の受入れを通じて、国内外の人々が交流することができる国際交流ゾーンとする。
- ④新港ふ頭地区東側、新港ふ頭地区北西側、浦添ふ頭地区東部は多様な産業活動、県民市民生活を支える都市機能ゾーンとする。
- ⑤新港ふ頭地区北東側は、漁船・遊漁船や作業船等の小型船舶を収容する小型船・作業船関連ゾーンとする。
- ⑥新港ふ頭地区北側は、危険物等を取り扱うエネルギー・バラ貨物関連ゾーンとする。
- ⑦泊ふ頭地区は、離島航路の拠点となる離島交通拠点ゾーンとする。
- ⑧那覇ふ頭地区は、本土と結ぶ貨客船関連ゾーンとする。
- ⑨那覇ふ頭地区から新港ふ頭地区の入口部分、新港ふ頭地区北側から浦添ふ頭地区の入口にかけての連続的な水際線に加え、浦添ふ頭地区北東側にかけては、マリーナや良好な自然景観等を活かした人々の憩い・交流の場となる親水レクリエーションゾーンとする。
- ⑩浦添ふ頭地区北側は、生態系その他の自然条件等を考慮して、良好な港湾の環境が形成されるよう自然環境保全ゾーンとする。

## Ⅱ 港湾の能力

目標年次（2030年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿 (うち外貿コンテナ)	280 万トン (240 万トン [20 万 TEU])
	内 貿 (うちフェリー)	2,000 万トン (70 万トン)
	(うち専用貨物)	(40 万トン)
	(うち内貿コンテナ)	(500 万トン [70 万 TEU])
	合 計	2,280 万トン
船舶乗降旅客数		485 万人

### Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

#### 1 公共埠頭計画

##### 1-1 那覇ふ頭地区

###### (1) 内貿埠頭計画

セメントや米穀類等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 1 6 5 m (既設)

[既定計画の変更計画] 1号

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 1 6 4 m (既設)

[既設の変更計画] 3号

埠頭用地 8 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地兼旅客施設用地)  
(既設)

###### 既定計画

###### フェリー埠頭計画

水深 4 m 岸壁 2 バース 延長 2 0 0 m

###### 公共埠頭計画

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 0 0 m

(うち 1 6 5 m 既設)

## (2) 公共埠頭計画

作業船等の利用のため、公共埠頭を次のとおり変更する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 93 m (既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画

フェリー埠頭計画

水深 4 m 物揚場 1 バース 延長 100 m

## 1-2 新港ふ頭地区

### (1) 外貿コンテナ埠頭計画

埠頭再編のため、外貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

水深 15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)

(既設) 10号

水深 15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)

[既定計画] 11号

埠頭用地 25 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 11 ha 既設) [既定計画の変更計画]

既定計画

水深 15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)

埠頭用地 12 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 11 ha 既設)

水深 15 m 岸壁 1 バース 延長 350 m (コンテナ船用)

埠頭用地 17 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

## (2) 外内貿ユニットロード埠頭計画

RORO船の大型化への対応及び埠頭再編のため、外内貿ユニットロードとしての公共埠頭を次のとおり計画する。

水深13m 岸壁1バース 延長250m

(コンテナ船、RORO船併用) [既設の変更計画] 9号

水深10m 岸壁1バース 延長250m (RORO船用)

(うち50m既設) [新規計画] 15号

水深10m 岸壁1バース 延長250m (RORO船用)

[新規計画] 14号

水深10m 岸壁1バース 延長250m (RORO船用)

[既定計画の変更計画] 13号

水深9m 岸壁1バース 延長240m (RORO船用)

[既定計画の変更計画] 8号

水深9m 岸壁2バース 延長480m (RORO船用)

(うち420m既設) [既設の変更計画] 7号

水深9m 岸壁1バース 延長220m (RORO船用)

(既設) 6号

埠頭用地 46ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち18ha既設) [新規計画、既設・既定計画の変更計画]

既設

水深 13 m 岸壁 1 バース 延長 300 m (コンテナ船用)

水深 11 m 岸壁 2 バース 延長 420 m

水深 11 m 岸壁 2 バース 延長 420 m

埠頭用地 18 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既定計画

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 210 m (RORO船用)

水深 9～12 m 岸壁 1 バース 延長 210 m

(RORO船、旅客船併用)

埠頭用地 18 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(3) 内貿埠頭計画

取合せ品、砂・砂利、セメント等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 6 m 岸壁 1 バース 延長 110 m [新規計画] 16号

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

[既設の変更計画] 1号

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 560 m

(うち 390 m 既設) [既設の変更計画] 5号

埠頭用地 8 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 6 ha 既設) [新規計画、既設の変更計画]

既設

水深 11 m 岸壁 2 バース 延長 390 m

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 390 m

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

既定計画

埠頭用地 10 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

#### (4) 公共埠頭計画

作業船等の利用のため、公共埠頭を次のとおり変更する。

水深7.5m 岸壁2バース 延長190m [既設の変更計画]

水深7.5m 岸壁1バース 延長80m [既設の変更計画]

既設

水深11m 岸壁1バース 延長210m

水深7.5m 岸壁3バース 延長390m

埠頭用地 6ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

#### 1-3 浦添ふ頭地区

##### (1) 外内貿ユニットロード埠頭計画

取合せ品、自動車等の貨物を取り扱うRORO船及びクルージング需要に対応するため、外内貿ユニットロードとしての公共埠頭を次のとおり計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長250m

(RORO船用) [新規計画] 11号

水深10m 岸壁2バース 延長500m

(RORO船、旅客船併用) [新規計画] 9号10号

埠頭用地 18ha

(旅客施設用地2ha 荷捌施設用地及び保管施設用地16ha) [新規計画]

またこれに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深10m 岸壁3バース 延長720m (RORO船用)

埠頭用地 16ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

## (2) 内貿埠頭計画

一般貨物船等の利用のため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 210 m (既設) 8号

水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m (既設) 6号7号

水深 7.5 m 岸壁 4 バース 延長 560 m (既設) 2～5号

埠頭用地 15 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 12 ha 既設) [既設の変更計画]

既設

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 210 m

水深 7.5 m 岸壁 7 バース 延長 910 m

埠頭用地 12 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

## (3) 公共埠頭計画

官公庁船等の利用のため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 60 m [既設の変更計画]

水深 7.5 m 岸壁 3 バース 延長 430 m [新規計画]

物揚場 水深 4 m 延長 150 m [新規計画]

埠頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

## 2 フェリー及び旅客船埠頭計画

### 2-1 那覇ふ頭地区

泊ふ頭地区を利用している離島フェリーの移転を廃止し、本土とのフェリー航路の発着施設として利用するため、以下の施設について計画を変更する。

#### 旅客船埠頭計画

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 70 m [既設の変更計画] 4号

#### フェリー埠頭計画

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 165 m [既定計画の変更計画] 2号  
埠頭用地 8 ha

(旅客施設用地 1ha 荷捌施設用地及び保管施設用地 7ha) (既設)

#### 既設

#### フェリー埠頭計画

水深 5 m 岸壁 1 バース 延長 70 m

#### 既定計画

#### フェリー埠頭計画

水深 4 m 物揚場 2 バース 延長 200 m

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 155 m

埠頭用地 9 ha

(旅客施設用地 1ha 荷捌施設用地及び保管施設用地 8ha)

(うち 8 ha 既設)

## 2-2 泊ふ頭地区

那覇ふ頭地区への離島フェリーの移転を廃止するため、以下の施設について計画を変更する。

### 旅客船埠頭計画

水深6m 岸壁1バース 延長176m (既設) 7号

### フェリー埠頭計画

水深6m 岸壁1バース 延長45m (既設) 4号

水深6m 岸壁1バース 延長122m (既設) 3号

水深6m 岸壁1バース 延長131m (既設) 2号

水深6m 岸壁1バース 延長122m (既設) 1号

水深4.5m 岸壁1バース 延長90m (既設) 6号

水深4.5m 岸壁1バース 延長75m (既設) 5号

埠頭用地 7ha

(旅客施設用地1ha 荷捌施設用地及び保管施設用地6ha)

[既設の変更計画]

### 既定計画

#### 旅客船埠頭計画

水深6m 岸壁1バース 延長176m

水深6m 岸壁1バース 延長45m

水深6m 岸壁1バース 延長122m

水深6m 岸壁1バース 延長131m

水深6m 岸壁1バース 延長122m

水深4.5m 岸壁1バース 延長90m

水深4.5m 岸壁1バース 延長75m

埠頭用地 6ha

(旅客施設用地1ha 荷捌施設用地及び保管施設用地6ha)

### 3 旅客船埠頭計画

#### 3-1 新港ふ頭地区

クルージング需要の増大及び旅客船の大型化に対応するため、旅客船埠頭計画を変更する。

水深12m 岸壁1バース 延長430m (既設)

[既定計画の変更計画] 12号

埠頭用地 8ha (旅客施設用地)

(うち4ha既設) [既定計画の変更計画]

#### 既定計画

水深9～12m 岸壁3バース 延長630m

(旅客船埠頭 水深12m 岸壁1バース 延長430mとして利用する。又は内貿ユニットロード埠頭 岸壁3バース 延長630mとして利用する。)

埠頭用地 12ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

## 4 危険物取扱施設計画

### 4-1 新港ふ頭地区

燃料等の貨物を一般貨物と分離して取り扱うため、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (公共)

[既定計画の変更計画] 17号

埠頭用地 1 ha [既定計画の変更計画]

危険物取扱施設用地 4 ha [既定計画の変更計画]

既定計画

水深 5.5 m 岸壁 1 バース 延長 100 m

危険物取扱施設用地 13 ha

## 5 専用埠頭計画

### 5-1 新港ふ頭地区

領海保全を支える船舶の係留施設の確保に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深 9 m 岸壁 3 バース 延長 480 m [新規計画]

## 6 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

### 6-1 航路

倭口航路 水深 15 m 幅員 370 m [既定計画の変更計画]

既定計画  
倭口航路 水深 15 m 幅員 370 m

### 6-2 泊地

新港ふ頭地区

水深 10 m 面積 1 ha [新規計画]

水深 9 m 面積 1 ha [新規計画]

既定計画  
水深 15 m 面積 17 ha  
水深 12 m 面積 1 ha  
水深 11 m 面積 7 ha  
水深 9 m 面積 2 ha

### 6-3 航路・泊地

#### 新港ふ頭地区

水深15m 面積17ha [新規計画]

水深10m 面積6ha [新規計画]

#### 浦添ふ頭地区

水深10m 面積1ha [新規計画]

## 7 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

### 7-1 新港ふ頭地区

以下の既定計画を削除する。

既定計画  
新港第一防波堤 160m撤去

### 7-2 浦添ふ頭地区

浦添第1防波堤 延長5,690m

(うち1,650m既設) [既定計画の変更計画]

浦添第2防波堤 延長500m [既定計画の変更計画]

既定計画  
浦添第一防波堤 延長4,660m (うち1,650m既設)  
浦添第二防波堤 延長660m

## 8 小型船だまり計画

### 8-1 新港ふ頭地区

遊漁船や漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

#### 安謝小型船だまり

防波堤 延長 350 m [新規計画]

物揚場 水深 3 m 延長 234 m [新規計画]

物揚場 水深 2.5 m 延長 687 m (うち 635 m 既設)

[既設の変更計画]

埠頭用地 5 ha (うち 3 ha 既設) [既設の変更計画]

これに伴い、以下の施設を撤去する。

防波堤 350 m

#### 既設

防波堤 350 m

物揚場 水深 2.5 m 延長 635 m

埠頭用地 3 ha

#### 港町小型船だまり

小型栈橋 3 基 [新規計画]

## 8-2 那覇ふ頭地区

フェリー埠頭計画の見直し及び既存の公共埠頭の用途転換のため、旅客船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

那覇ふ頭西小型船だまり

物揚場 水深4 m 延長387 m (既設) [新規計画]

既設  
旅客船埠頭計画  
物揚場 水深4 m 延長387 m

## 9 マリーナ計画

多様なクルージングや海洋性レクリエーションの需要等に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

### 9-1 浦添ふ頭地区

航路 水深4.5 m 幅員50 m [既定計画の変更計画]

泊地 水深4.5 m 面積5 ha [既定計画の変更計画]

防波堤 延長265 m [既定計画の変更計画]

小型栈橋 4基 [既定計画の変更計画]

交流厚生用地 1 ha [既定計画の変更計画]

既定計画  
航路 水深4 m 幅員30 m  
泊地 水深4 m 面積4 ha  
防波堤 延長60 m  
小型栈橋 3基  
船揚場 延長20 m  
交流厚生用地 3 ha

## 10 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 10-1 道路

#### 新港ふ頭地区

##### 臨港道路港湾2号線

起点 11号埠頭用地北側      終点 国道58号 4～6車線  
[既設の変更計画]

##### 臨港道路新港1号線

起点 13号埠頭用地東端      終点 臨港道路港湾2号線  
4車線 [既定計画の変更計画]

##### 臨港道路新港2号線（区間A）

起点 14号埠頭用地西端      終点 臨港道路港湾2号線  
4車線 [既設の変更計画]

##### 臨港道路新港2号線（区間B）

起点 11号埠頭用地東端  
終点 臨港道路新港2号線（区間A） 4車線 [既設の変更計画]

##### 臨港道路新港3号線

起点 8号埠頭用地東端      終点 臨港道路港湾1号線  
4車線 [新規計画]

既定計画

臨港道路新港1号線

起点 公共埠頭北端

終点 既設臨港道路（港湾2号線） 2～4車線

既設

臨港道路港湾2号線

起点 11号埠頭用地北側

終点 国道58号 4車線

臨港道路新港2号線（区間A）

起点 公共埠頭南端 終点 臨港道路（港湾2号線） 4車線

臨港道路新港2号線（区間B）

起点 11号埠頭用地南端

終点 臨港道路新港2号線（区間A） 2車線

浦添ふ頭地区

臨港道路浦添1号線

起点 浦添2号物揚場西端 終点 臨港道路浦添線

4車線 [新規計画]

臨港道路浦添2号線

起点 11号埠頭用地南側 終点 臨港道路浦添1号線

4車線 [新規計画]

臨港道路浦添3号線

起点 9号埠頭用地南側 終点 臨港道路浦添1号線

4車線 [新規計画]

臨港道路浦添4号線

起点 9号東側埠頭用地東端 終点 臨港道路浦添1号線  
2車線 [新規計画]

臨港道路浦添5号線

起点 1号埠頭用地南端 終点 臨港道路浦添線  
4車線 [新規計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路浦添1号線

起点 公共マリーナ 終点 既設臨港道路（浦添線） 4車線

臨港道路浦添2号線

起点 公共埠頭南端 終点 臨港道路浦添1号線 4車線

臨港道路浦添3号線

起点 公共埠頭北端 終点 臨港道路浦添1号線 2車線

## IV 港湾の環境の整備及び保全

### 1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる一般廃棄物等合計 30 万 m<sup>3</sup> を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

新港ふ頭地区 海面処分・活用用地 3 h a (うち 3 h a 既設)  
[既定計画の変更計画]

新港ふ頭地区 海面処分用地 2 h a [新規計画]

新港ふ頭地区 海面処分用地 4 h a  
[既定計画の変更計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、港湾関連用地 3 h a として土地利用を図る。[既定計画の変更計画]

既定計画  
新港ふ頭地区 海面処分・活用用地 3 h a (うち 3 h a 既設)  
新港ふ頭地区 海面処分用地 7 h a

## 2 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成や魅力ある親水空間の創出を図るため、緑地等を次のとおり計画する。

泊ふ頭地区	緑地	1 h a	[既定計画の変更計画]
新港ふ頭地区	緑地	6 h a	(うち1 h a 既設) [既定計画の変更計画]
浦添ふ頭地区	緑地	7 h a	[既定計画の変更計画]
	海浜	延長 8 5 0 m	[既定計画の変更計画]

### 既定計画

泊ふ頭地区	緑地	1 h a
新港ふ頭地区	緑地	5 h a (うち2 h a 既設)
浦添ふ頭地区	緑地	2 1 h a
	海浜	延長 6 0 0 m

### 3 自然的環境の保全

浦添ふ頭地区の北側海域および自然海浜において、人と自然が共生する良好な港湾環境の形成を図るため、自然的環境を保全する区域を次のとおり計画する。

[自然的環境を保全する区域]

浦添ふ頭地区において自然的環境を保全する区域を定める。

## V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。なお、那覇ふ頭地区8号荷さばき地を撤去する。

### 1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物取扱 施設用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	海面処分 用地	公共用地	合計
新港ふ頭	(40) 40	(17) 17			(3) 3	(4) 4			(6) 6	(1) 1	(71) 71
浦添ふ頭	(23) 23	(47) 47	(22) 22		(12) 12		(4) 4			(1) 1	(106) 106
那覇ふ頭											
泊ふ頭											
合計	(63) 63	(64) 64	(22) 22		(15) 15	(4) 4	(4) 4		(6) 6	(1) 1	(178) 178

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	危険物取扱 施設用地	緑地	廃棄物処理 施設用地	海面処分 用地	公共用地	合計
新港ふ頭	(95)	(92)	(1)		(26)	(4)	(8)		(6)	(1)	(232)
	95	92	1	38	26	4	8		6	1	270
浦添ふ頭	(37)	(63)	(22)		(27)		(14)			(1)	(163)
	37	63	22	46	27		14			1	209
那覇ふ頭	(12)	(15)			(9)		(7)				(43)
	12	15		20	9		7				64
泊ふ頭	(8)	(1)	(1)		(9)		(4)				(22)
	8	1	1	1	9		4				23
合計	(152)	(171)	(23)		(70)	(4)	(33)		(6)	(1)	(460)
	152	171	23	105	70	4	33		6	1	566

注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## VI 港湾の効率的な運営に関する事項

### 1 効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）

コンテナ貨物を取り扱う埠頭の効率的な運営を図るため、以下の施設において、効率的な運営を特に促進するように措置することを計画し、そのための運営体制の確立に取り組む。

#### 新港ふ頭地区

- |         |                        |                   |                           |
|---------|------------------------|-------------------|---------------------------|
| 水深 15 m | 岸壁 1 バース               | 延長 350 m (コンテナ船用) | [既設] 10 号                 |
| 水深 15 m | 岸壁 1 バース               | 延長 350 m (コンテナ船用) | [既定計画] 11 号               |
| 水深 13 m | 岸壁 1 バース               | 延長 250 m          | [既設の変更計画] 9 号             |
| 水深 10 m | 岸壁 1 バース               | 延長 250 m          | (うち 50 m 既設) [新規計画] 15 号  |
| 埠頭用地    | 40 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) |                   | (うち 21 ha 既設) [既定計画の変更計画] |

## Ⅶ その他重要事項

### 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

#### 新港ふ頭地区

唐口航路 水深15m 幅員370m [既設]

倭口航路 水深15m 幅員370m [既定計画の変更計画]

航路・泊地 水深15m 面積17ha [新規計画]

航路・泊地 水深10m 面積6ha [新規計画]

泊地 水深10m 面積2ha [既定計画の変更計画]

新港第1防波堤 延長3,380m [既設]

新港第2防波堤 延長400m [既定計画]

岸壁1バース 水深15m 延長350m (コンテナ船用)

[既設] 10号

岸壁1バース 水深15m 延長350m (コンテナ船用)

[既定計画] 11号

岸壁1バース 水深13m 延長250m

(コンテナ船、RORO船併用) [既設の変更計画] 9号

岸壁1バース 水深10m 延長250m (RORO船用)

[新規計画] 15号

岸壁1バース 水深10m 延長250m (RORO船用)

[新規計画] 14号

岸壁1バース 水深10m 延長250m (RORO船用)

[既定計画の変更計画] 13号

岸壁1バース 水深9m 延長240m (RORO船用)

[既定計画の変更] 8号

岸壁 2 バース 水深 9 m 延長 4 8 0 m (R O R O 船用)  
[既設の変更計画] 7 号

岸壁 1 バース 水深 9 m 延長 2 2 0 m (R O R O 船用)  
[既設] 6 号

臨港道路若狭港町線 [既定計画]

起点 臨港道路空港線 終点 臨港道路港湾 2 号線 6 車線

浦添ふ頭地区

航路・泊地 水深 1 0 m 面積 1 h a [新規計画]

浦添第 1 防波堤 延長 5, 6 9 0 m  
(うち 1, 6 5 0 m 既設) [既定計画の変更計画]

浦添第 2 防波堤 延長 5 0 0 m [既定計画の変更計画]

岸壁 3 バース 水深 1 0 m 延長 7 5 0 m (R O R O 船用)  
[新規計画] 9 ~ 1 1 号

臨港道路浦添 1 号線 [新規計画]

起点 浦添 2 号物揚場西端 終点 臨港道路浦添線 4 車線

臨港道路浦添 2 号線 [新規計画]

起点 1 1 号埠頭用地南側 終点 臨港道路浦添 1 号線 4 車線

臨港道路浦添 3 号線 [新規計画]

起点 9 号埠頭用地南側 終点 臨港道路浦添 1 号線 4 車線

## 2 大規模地震対策施設計画

### (1) 緊急物資等輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するとともに、必要な国内海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

#### 泊ふ頭地区

水深 9 m	岸壁 1 バース	延長 3 4 0 m	[既設]	8 号
水深 6 m	岸壁 1 バース	延長 4 5 m	[新規計画]	4 号
水深 6 m	岸壁 1 バース	延長 1 2 2 m	[新規計画]	3 号
水深 6 m	岸壁 1 バース	延長 1 3 1 m	[新規計画]	2 号

#### 新港ふ頭地区

水深 1 0 m	岸壁 1 バース	延長 2 5 0 m	(R O R O 船用)	[新規計画] 1 4 号
水深 9 m	岸壁 1 バース	延長 2 4 0 m	(R O R O 船用)	[新規計画] 8 号

#### 浦添ふ頭地区

水深 1 0 m	岸壁 1 バース	延長 2 5 0 m	(R O R O 船用)	[新規計画] 9 号
----------	----------	------------	--------------	------------

#### 道路

臨港道路港湾 1 号線 [既設]

起点 通堂町

終点 港町 3 丁目 4 車線

臨港道路港湾 2 号線 [既設の変更計画]

起点 1 1 埠頭用地北側

終点 国道 5 8 号 4 ~ 6 車線 (うち 4 車線既設)

臨港道路若狭 1 号線 [既設]

起点 旅客船埠頭

終点 臨港道路港湾1号線 2車線  
 臨港道路若狭2号線 [既設]  
 起点 臨港道路若狭1号線  
 終点 臨港道路港湾1号線 2車線  
 臨港道路新港2号線 (区間A) [既設の変更計画]  
 起点 14号埠頭用地西端  
 終点 臨港道路港湾2号線 4車線  
 臨港道路新港2号線 (区間B) [既設の変更計画]  
 起点 11号埠頭用地東端  
 終点 臨港道路新港2号線 (区間A) 4車線  
 臨港道路新港3号線 [新規計画]  
 起点 8号埠頭用地東端  
 終点 臨港道路港湾1号線 4車線  
 臨港道路浦添線 [既設]  
 起点 臨港道路港湾1号線  
 終点 浦添市空寿崎地区 4車線  
 臨港道路浦添1号線 [新規計画]  
 起点 浦添2号物揚場西端  
 終点 臨港道路浦添線 4車線  
 臨港道路浦添3号線 [新規計画]  
 起点 9号埠頭用地南側  
 終点 臨港道路浦添1号線 4車線  
 臨港道路浦添5号線 [新規計画]  
 起点 1号埠頭用地南端  
 終点 臨港道路浦添線 4車線

## (2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能及び国内海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

### 那覇ふ頭地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 1 6 5 m (フェリー用)  
[新規計画] 2 号

### 新港ふ頭地区

水深 1 5 m 岸壁 1 バース 3 5 0 m (コンテナ船用)  
[既設] 1 0 号

水深 1 5 m 岸壁 1 バース 3 5 0 m (コンテナ船用)  
[新規計画] 1 1 号

水深 1 0 m 岸壁 1 バース 2 5 0 m (R O R O 船用)  
(うち 5 0 m 既設) [新規計画] 1 5 号

水深 1 0 m 岸壁 1 バース 2 5 0 m (R O R O 船用)  
[新規計画] 1 3 号

### 浦添ふ頭地区

水深 1 0 m 岸壁 2 バース 5 0 0 m (R O R O 船用)  
[新規計画] 1 0 号 1 1 号

### 道路

臨港道路港湾 1 号線 [既設]

起点 通堂町

終点 港町 3 丁目 4 車線

臨港道路港湾 2 号線 [既設の変更計画]

起点 1 1 号埠頭用地北側

終点 国道 5 8 号 4 ~ 6 車線 (うち 4 車線既設)

臨港道路新港 1 号線 [既定計画の変更計画]

起点 1 3 号埠頭用地東端

終点 臨港道路港湾2号線 4車線  
臨港道路新港2号線（区間A）[既設の変更計画]  
起点 14号埠頭用地西端  
終点 臨港道路港湾2号線 4車線  
臨港道路新港2号線（区間B）[既設の変更計画]  
起点 11号埠頭用地東端  
終点 臨港道路新港2号線（区間A） 4車線  
臨港道路新港3号線 [新規計画]  
起点 8号埠頭用地東端  
終点 臨港道路港湾1号線 4車線  
臨港道路浦添線 [既設]  
起点 臨港道路港湾浦添ふ頭地区1号線  
終点 浦添市空寿崎地区 4車線  
臨港道路浦添1号線 [新規計画]  
起点 浦添2号物揚場西端  
終点 臨港道路浦添線 4車線  
臨港道路浦添2号線 [新規計画]  
起点 11号埠頭用地南側  
終点 臨港道路浦添1号線 4車線  
臨港道路浦添3号線 [新規計画]  
起点 9号埠頭用地南側  
終点 臨港道路浦添1号線 4車線

### 3 港湾施設の利用

#### (1) 物資補給等のための施設

官公庁船、訓練船、ポートサービス船等の待機並びに物資補給用に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

##### 那覇ふ頭地区

水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 93 m	(物資補給岸壁) [既設]
物揚場	水深 4 m	延長 55 m	(物資補給物揚場) [既設]
物揚場	水深 4 m	延長 126 m	(物資補給物揚場) [既設]

##### 新港ふ頭地区

水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 80 m	(物資補給岸壁) [既設]
水深 7.5 m	岸壁 2 バース	延長 190 m	(物資補給岸壁) [既設]

##### 浦添ふ頭地区

水深 7.5 m	岸壁 1 バース	延長 60 m	(物資補給岸壁) [既設]
水深 7.5 m	岸壁 3 バース	延長 430 m	(物資補給岸壁) [新規計画]
物揚場	水深 4 m	延長 150 m	(物資補給物揚場) [新規計画]

#### 4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

##### (1) 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化

那覇港におけるカーボンニュートラルポート形成に向け、次世代エネルギーの活用促進に向けた取組を推進するとともに、陸上電力供給による船舶のアイドリングストップ等、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に向けた取組を推進する。

##### (2) 開発空間の保留

泊ふ頭地区8号岸壁背後の水域については、既存施設との一体的利用により、港内海上交通に係る小型船や周辺離島等への旅客船の利用等の需要に対応するため開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。

## 5 利用形態の見直しの検討が必要な区域

那覇港湾施設跡地については、港湾施設（係留施設等）としての活用も考えられることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」と位置づけ、国、県及び那覇市で検討される利用計画の動向を踏まえ、その位置付けの可能性について検討していく。